

一般社団法人あんしん修理促進協議会 会員規約

2017年7月1日制定
2018年12月19日改訂

(名称)

第1条 本会は一般社団法人あんしん修理促進協議会（以下「本協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本協議会の事務所は東京都中央区八重洲1丁目5番10号に置く。

(目的)

第3条 本協議会はスマートフォン等デジタル電気製品の修理や補償において、属する業界の健全なる運営・維持・向上と発展を支援促進し、業界全体の底上げと社会的地位向上の確立に努め、消費者や利害関係者のニーズと期待に適切な対応処置を講じる団体として社会へ貢献することを目的とするとともに、その目的に資するため、事業を行う。

(規約範囲と変更)

第4条 本規約は本協議会に入会した会員に適用するものとし、会員は本規約を誠実に遵守するものとする。

2. 本協議会が別途規定する個別規定及び本協議会が随時会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。
3. 本協議会は会員の承諾なく、本協議会の独自の判断により、理事会の承認を得て本規約を変更することがあります。この場合、本協議会のサイト会員規約条件は変更後の会員規約に基づくものとする。
当該変更は、予め本協議会に通知したアドレス宛の電子メール、本協議会サイトの一般掲示またはその他本協議会が適当と認めるその他の方法により通知した時点より効力を発するものとする。
4. 規約の変更に伴い、会員に不利益、損害が発生した場合、本協議会はその責任を一切負わないものとする。

(会員の定義)

第5条 本協議会の目的に賛同し、本規約を承諾し入会した法人を一般会員とする。
また本協議会の事業に賛助するために入会した法人を賛助会員とする。

(入会申込等)

第6条 本協議会が定める入会申込方法により申込書等を協議会に提出し、協議会理事会の承認及び本規約第7条に定める協議会年会費の確認をもって会員とすることができるものとする。

(年会費)

第7条 会員は以下に定める年会費を納入するものとする。

(1) 一般会員 年間費 100,000 円

(2) 賛助会員 年間費 50,000 円

※当協議会の会計年度末限り一括にて翌年度を一括にて支払。

※会員が年度の途中退会等になった場合であっても事情に関わらず会費は返還しないものとする。

※年途中で入会する場合は、年会費から単月に割った残月数の支払とする。

この場合において端数については、10 円の位を四捨五入する。

※会費額については、協議会の活動及び、会員数の状況を考慮しながら見直しを行い、第4条の3により、翌年度より見直し後の会費を適用する。

(年度中入会の場合)

第8条 一般会員・賛助会員が年度の途中に入会した場合、入会金については、入会初年度に支払うものとする。月会費については入会時に会計年度末まで残月数分に月会費額を乗じた金額を一括して支払うものとする。

(退会)

第9条 会員は本協議会が定める退会届を提出することで、任意に退会することができるものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならないものとする。

(1) この規約等に違反したとき

(2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとする。

(1) 第7条の年会費支払いの義務を履行しなかったとき

- (2) 当該会員が死亡または解散もしくは破産したとき
- (3) 会員が別途規定する個別規定及び本協議会が随時会員に対し通知する追加規定に違反したとき

(会員資格の相続・譲渡)

第 12 条 本協議会の会員たる資格は、他の者に相続・譲渡等できないものとする。

(変更の届出)

第 13 条 会員は入会時に本協議会へ提出した情報に変更が生じた場合、遅延なく本協議会に変更の届出をしなければならないものとする。

(知的財産権)

第 14 条 本協議会が創作し提供する個々の文章、図面、デザイン、商標、ロゴマーク等に関する著作権、商標権、その他の知的財産権はすべて本協議会に帰属するものとする。

- 2. 本協議会が作成し提供するすべての資料・データ等の情報については、無断で他の媒体または第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはならないものとする。
- 3. 前項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

(免責及び損害賠償)

第 15 条 本協議会又は会員が提供する資料、情報等について、本協議会は、第三者知的財産の侵害の有無を含め何ら保証しない。会員は、本協議会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否を判断するものとし、その結果に起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本協議会は責任を一切負わないものとする。

- 2. 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、本協議会は当該紛争についての責任を一切負わないものとする。
- 3. 本協議会は、本規約、その他の諸規定の制定改廃及びそれらの規定に基づき本協議会法人が会員に提供していた各種特典内容の追加、変更、中断、又は終了により生じたいかなる損害についても、その責任を一切負わないものとする。

(総会)

第 16 条 代表理事は毎年 1 回の通常総会を開催する。また代表理事が必要と認めるときは随時総会を開催することができるものとする。

(事業年度)

第17条 本協議会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

付則

この規定は、2017年7月1日から施行する。

改定履歴

2017年7月1日制定

2017年11月14日改定

2018年12月19日改定